建設業者の皆様へ

２０２６年（令和８年）６月５日

障がい者の法定雇用率の引上げについて（お知らせ）

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）により義務付けられている、障がい者の法定雇用率は、２０２６年（令和８年）７月１日から、現行「２．５%」から「２．７%」に引き上げられます。

このため、２０２６年（令和８年）７月１日以降に公告する総合評価方式の入札において、評価項目の障がい者の雇用状況については、障がい者雇用率が２．７%以上である場合に１点を加点することとしますのでお知らせします。

問合せ先

福山市建設局建設管理部建設政策課
（契約担当）
〒720-8501　福山市東桜町３番５号
TEL　084-928-1076
FAX　084-926-9167
Mail　keiyaku@city.fukuyama.hiroshima.jp

福山市上下水道局経営管理部管財契約課
〒720-8526　福山市古野上町１５番25号
TEL　084-928-1503
FAX　084-928-1631
Mail　kanzai-keiyaku@city.fukuyama.hiroshima.jp